

(2) 昭和28年8月 科学技術行政協議会防災部会報告

4-60

庶発第842号 昭和34年11月5日

科学技術庁長官 中曾根 康 弘 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

わが国の学術研究の予算・会計制度のあり方にについて（勧告）

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

政府は、わが国の学術振興のために、学術研究に関する現行予算・会計制度について十分な検討を行ない、適切な処置をとられたい。

理由

日本学術会議は、従来ともわが国の学術振興についてたえず努力をつづけ、学術研究予算の増額についても要望を繰返してきた。予算の増額が今後とも必要であるということはいう迄もないが、それと同時に、学術研究に関する現行予算・会計制度の中には研究の実施上極めて不便な点が多く、それが研究の能率をさまたげている場合が少くないので、政府がそれについて十分な検討を行ない、適切な処置をとられることを勧告するものである。

4-61

庶発第875号 昭和34年11月19日

科学技術庁長官 中曾根 康 弘 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

科学者の待遇改善について（勧告）

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

日本における科学者の待遇は、別添科学者生活白書のとおり、甚だ不十分で、研究に専念できない状態にある。このような状態のまま放置することは、わが国科学の進展上まことに寒心にたえない。

よつて、日本学術会議としては、科学者の待遇改善について白書に記された実態に基き、研究費の増加とあいまつて、政府が抜本的な改善を行うよう要望する。

なお、特に次の諸点については、早急に改善される必要がある。

- (1) 研究者の給与を全般的に引上げること。特に中堅以下の研究者の給与を、大巾に引上げること。
- (2) 国および地方の公務員の研究職俸給表を改善して、科学者が研究に専念できるようにすること。
- (3) 私立大学教員の待遇を改善するため、新たな措置を講ずること。なお必要があれば、立法的措置等により待遇を改善すること。
- (4) 民間公益法人の研究機関に対しては、所属研究者の待遇改善のため、助成措置を一層強化すること。
- (5) 停年退職後の研究者に対して、退職後も研究を継続できる機会を与えるよう、新しい制度を設

けること。

- (6) 大学院学生に対する奨学金制度を拡充すること。
- (7) 奨学研究生制度を拡充すること。
- (8) 研究者が研究のため支出した必要経費に対しては、これが課税の対象にならないなど、研究者に対してはその所得の大巾な免税措置を講ずることを考究すること。

(添付資料)

科学者生活白書

4-62

庶発第891号 昭和34年11月28日

内閣総理大臣 岸 信介 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

公文書散逸防止について(勧告)

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

わが国においては、諸外国の例に見られるような国立公文書館のないことが、保管期限の過ぎた官公庁の公文書の散逸消滅の最も重要な原因をなしている。これらの公文書の中には、学術資料として価値あるものが多く含まれているので、その散逸消滅は、将来の学術発展の上に憂慮にたえない。そこで究極の目標として、政府による国立文書館の設置を切望するものであるが、その前提として、政府において公文書散逸防止ならびにその一般利用のため、有効適切な措置を講ぜられるよう要望する。

理由

- (1) ここに、公文書と称するのは、官公庁において(市町村役場に至るまで、中央・地方を問わず)起案授受された学問的重要な意義をもつた書類、議事録、帳簿類をいい、活版印刷されたものは除外する。
- (2) こうした公文書が明治以来どのように処理されてきているかといえば、学術上の価値とは全く違った観点で、永年保存、20年、10年、5年、1年保存など、それぞれの官公庁が行政上、審議上の必要度に応じた区分で保管され、その期限をきたものは、出入りの屑業を通じて紙原料として流出している。しかも、明治以来の震火災、戦災によつて永年保存のはずだったものも消滅している。天災によるのみならず、官公庁の統合廃絶などによる人為的な破棄消滅もはなはだしい。近年進歩した市町村合併の結果、整理と称して、廃棄された文書帳簿の点数はおびただしいものがある。これらの文書は、一般学術資料として、また近代日本の発展過程をあとづける史料として、きわめて重要な根本資料であるが、それがすこぶる無造作に処理されている憾みが濃い。
- (3) 幸いに、暫時保存されているものでは、各官庁「記録課」「文書課」の管理のもとに、一応の整理分類が行われているけれども、その基準が各庁で区々であるし、ごく一部のところを除いては、一般研究者への公開利用の途が閉ざされている。どの役所にどういう文書記録があるか、中央・地方を問わず、完璧なリストすら作成され公開されないため、研究に支障が多く、その能率を妨げている。